



# 高次脳機能障害を知ろう



# はじめに



事故や病気のあと、見かけは普通なのにどこか性格が変わってしまった、物忘れがひどい、人とうまくつき合えないなどの症状で、戸惑っておられる患者さん・ご家族はいらっしゃるいませんか？もしかしたら、高次脳機能障害かもしれません。

高次脳機能障害は、外見からは分かりにくい為、「見えない障害」とも言われ、周囲の理解も得られにくく、時に、ご本人もご家族もその障害を自覚されていないこともあります。適切な診断や周囲の理解・サポートが必要です。

高次脳機能障害についてのご理解や支援のお役に立てればとの思いから、この冊子を作成しました。ご参考にして頂ければ幸いです。

## 目 次



|                       |      |
|-----------------------|------|
| ・ 高次脳機能障害とは           | ・・・1 |
| ・ 高次脳機能障害の主な症状と対応のヒント | ・・・2 |
| ・ 利用が考えられる福祉制度・サービス   | ・・・3 |
| ・ 高次脳機能障害の相談窓口        | ・・・6 |
| ・ 高次脳機能障害に関する図書       | ・・・7 |

## 高次脳機能障害とは

高次脳機能障害は、脳血管障害（脳梗塞やくも膜下出血、脳出血など）や脳外傷、脳炎などで脳に損傷を受け、言語能力や記憶、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障害が現れた症状の総称です。

- ・以前のことを忘れる
- ・新しいことが覚えられない
- ・同じことを何度も聞く

記憶障害？

- ・ミスが多い
- ・集中力が落ちた
- ・2つのことが同時にできない

注意障害？

- ・自分で計画を立てて実行できない
- ・指示がないと動けない

遂行機能障害？

- ・話が理解しにくい
- ・話す、読む、書くことが苦手・困難

失語症？

- ・外見からはわからない
- ・症状が多様
- ・性格のせいとされる



- ・怒りっぽくなった
- ・すぐイライラする
- ・我慢ができない

感情・欲求コントロールの低下？

- ・片側が上手く認識できない、見落とす

半側空間無視？

- ・過度に他人に頼る
- ・子どもっぽくなった

依存性・退行？

- ・日中ぼーっとしている
- ・自分から行動できない

発動性・意欲の低下？

### <高次脳機能障害の対応のキホン>

- ・ゆっくり、わかりやすく、具体的に話をする
- ・内容を忘れたり、段取りがつけられない場合はメモを使用する
- ・疲労やいらいらする様子が見られたら、休んだり気分転換を促す
- ・あせらせず、個人のペースに合わせて

本人は日常生活や対人関係がうまくいかず、ストレスを感じていることがたくさんあります  
自信を無くし混乱や不安の中にいることを理解しましょう



## 高次脳機能障害の主な症状と対応のヒント

脳の損傷部位や程度により、症状の程度や現れ方は人それぞれに異なります。また、症状を複数合わせ持つ場合が多いです。ご本人ができること(長所)と出来ないこと(短所)の両方を評価し、受傷(発症)前の生活や経験などを尊重した対応が望まれます。

### 記憶障害

- 以前のことを忘れる
- 新しいことが覚えられない
- 少し前の出来事や約束を思い出せない

- ・スケジュール帳やカレンダー、タイマーなどの代償手段の検討
- ・大事な物や日常的に使用する物の置き場を決めておく  
(棚などは内容がわかるように表示をする)

### 注意障害

- 気が散りやすい
- 単純な作業でもミスが多い
- 同時に複数のことに気配りができない

- ・簡易な作業から始めて徐々に集中できる時間や量を増やす
- ・作業や大事な話をするときは刺激の少ない環境で行う
- ・集中できる範囲・時間内で作業を終え、休息を十分にとる

### 遂行機能障害

- 物事の優先順位をつけられない
- 物事の要点がわからない
- 行動に要する時間などの見当がつけられない
- 間違えた時の修正や急な計画の変更に対応できない
- 指示がないと次にすべき行動がわからない

- ・1日のスケジュールや生活環境はシンプルに整理する
- ・指示は明確に具体的に伝える
- ・予定の内容は事前によく説明する
- ・説明や指示内容はメモをしてもらうかメモを渡す
- ・困ったときに相談する人や対応方法を決めておく
- ・作業は、手順書を見ながら確認して行う練習をする

### 行動と感情の障害

- 感情や欲求のコントロールができない
- 過度に人に頼る
- 子どもっぽくなった
- 些細なことで怒りやすい
- 物事にこだわりやすい
- 自発的な行動がしにくい

- ・環境の変化やマイナス感情への対処が困難で、ストレスがたまりやすいことを周囲が理解する
- ・混乱なく安心して過ごせるように生活環境を整える  
(行動の手掛かりが多い環境作り)
- ・疲労に配慮し疲れる前に休息をとるように促す
- ・イライラしたら場を変えて相手との距離をとる
- ・ルールや行動(使ったお金や食べた量)は見える形に
- ・意欲低下や発動性の低下は声掛けしながら楽しくメリハリの  
ある生活を。興味を持てる簡単な作業から始めてみる

### 半側空間無視

- 片側の空間にあるものや人、文章などを見落とす

- ・空間無視側の文の始まりやテーブルなどの端に目印をつけて  
空間無視側への注意を促す、適宜声掛け
- ・空間無視側を意識して、見直す習慣をつける

### 失語症

- 話が理解しにくい
- 話す、読む、書くことができない

- ・ゆっくりと短い言葉で話の内容を確認しながら話す
- ・文字や図、写真、ジェスチャー、コミュニケーションノートを活用する(50音表は苦手)
- ・大事な用件はメモを渡す
- ・気持ちに余裕をもって接し、子ども扱いはしない

## 利用が考えられる福祉制度・サービス

高次脳機能障害の原因となった疾患や事故、症状、年令、医療保険、今後の目標などによって、既存の制度やサービスの中で、どの制度を利用するか検討していくことになります。

(但し、全ての方に適用されるものではありません。)

### 障害者手帳

高次脳機能障害の症状や障害程度、年令等によって、申請可能な障害者手帳の種類が異なります。福祉サービスを利用する際、おおむね障害者手帳の取得が前提となっています。

| 種類   | 身体者障害者手帳        | 療育手帳                       | 精神保健福祉手帳              |
|------|-----------------|----------------------------|-----------------------|
| 対象者  | 失語症がある人<br>(注1) | 発達期(18歳未満)に受傷し、知的機能の障害がある人 | 記憶や注意機能、社会的行動上の障害がある人 |
| 申請窓口 | 市区町村役場福祉担当課     | 市区町村役場福祉担当課                | 市区町村役場福祉担当課           |

※申請時期は障害の固定が原則で、発症からおおむね6ヶ月以降の診断となります。手帳の種類によって、障害基準は異なりますので、申請の時期や障害基準に該当するか否かは主治医にご相談ください。

注1:失語症の方は、コミュニケーションのために必要な、聞く・話す・書く・読む・計算などが難しく、自分の意思を伝えられないために社会参加が困難な場面があります。こうした方々の、外出同行や交通機関の利用援助、話し合いの場など、暮らしのさまざまな場面で支援者がサポートする失語症の方向けの意思疎通支援サービスを受けることができます。利用できる方は、失語症と診断され、音声又は言語機能障害の認定を受け、身体障害者手帳の交付を受けた方で、愛知県内にお住まいの方です。

詳しくは、一般社団法人愛知県言語聴覚士会 障がい児者活動支援部 失語症意思疎通支援係(ホームページ <https://aaslht.jp/archives/755>)をご参照ください。

### 福祉サービス

介護や施設サービス等の利用を希望される場合は年令や疾患、障害状態等により利用可能な制度が異なります。

|            | 障害福祉サービス                                                                                                                                                                | 介護保険サービス                                                                                                                                                                                               |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者        | 原則、障害者手帳を所持している人が、福祉サービスを要する状態になった場合                                                                                                                                    | 65歳以上、もしくは40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人(脳血管疾患等が原因)が要支援・要介護状態になった場合                                                                                                                                           |
| サービスを受けるには | 個々の障害状態に応じて必要な支援の度合いや勘案すべき事項をふまえ、個別にサービスの内容、支給期間が決まる。介護給付の場合は、障害支援区分(区分1～6)の認定が必要                                                                                       | 介護の手間がどの程度必要かについて要介護認定(要支援1,2、要介護1～5)を受け、必要なサービスの種類や量を決める。                                                                                                                                             |
| サービス内容     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立支援給付<br/>介護給付(ホームヘルパー、ショートステイ等)<br/>訓練給付(グループホーム、就労支援等)<br/>自立支援医療(精神通院医療)</li> <li>● 地域生活支援事業(移動支援、地域活動支援、相談支援等)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅サービス(訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、福祉用具の貸与・購入等)</li> <li>● 訪問サービス(通所介護、通所リハビリ、ショートステイ等)</li> <li>● 施設サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、グループホーム、有料老人ホーム等)</li> </ul> |
| 申請窓口       | 市区町村役場障害福祉課                                                                                                                                                             | 市区町村役場介護保険課                                                                                                                                                                                            |

## 障害年金

公的年金の加入者が病気やけがによって心身に障害を有し、日常生活や就労の面で困難多くなった場合に受け取る年金です。

利用できる人：障害年金には障害基礎年金と障害厚生年金があり、加入する年金制度によって受け取る条件が異なります。

利用の方法：①初診日を確認する。②障害認定日を確認する。③障害等級表で障害の程度を確認する。④保険料納付要件が満たされているかを確認する。

|          | 障害基礎年金                            | 障害厚生年金                 |
|----------|-----------------------------------|------------------------|
| 初診日      | 65 歳未満であること<br>(老齢基礎年金繰り上げ受給者は除外) | 厚生年金の加入者であること          |
| 障害<br>状態 | 障害認定日に障害等級表1～2級に該当すること            | 障害認定日に障害等級表1～3級に該当すること |
| 保険料      | 保険料納付済期間と免除期間の合計が3分の2以上あること       |                        |
| 申請<br>窓口 | 市区町村の国民年金課                        | 年金事務所                  |

## 職業リハビリテーション

高次脳機能障害のある人が、日常生活や社会生活に必要な手段を理解し、生活能力を高められるよう、個々の生活状況に応じた自立訓練(生活訓練)を国立障害者リハビリテーションセンター(埼玉県)で受けることができます。

サービスを受けるにあたっては、「障害福祉サービス受給者証」、あるいは医師の診断書が必要となりますが、利用可能か否かは審査の結果で決定されます。通所が困難な方には、施設入所支援も行っています。

又、各自治体に高次脳機能障害支援普及事業の支援拠点機関(愛知県の場合、名古屋市総合リハビリテーションセンター)があり、それぞれ訓練、支援事業を行っています、各自治体によって事業内容は異なります。

## 成年後見制度

認知機能や精神機能の障害の為、財産管理や日常生活に必要なさまざまな契約行為に支障をきたす場合、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況を配慮しながら、本人に代わって、選任された後見人等がそれらの行為を保護、支援する制度です。

利用にあたっては、家庭裁判所に申請が必要となり、家庭裁判所が本人にとって、最適と思われる人や法人を後見人として選任します。申立手続きの詳細については、家庭裁判所にお問い合わせください。

成年後見制度に関する相談は、社会福祉事務所や保健所、

名古屋市の場合は、成年後見あんしんセンター（Tel.052-856-3939）等で実施しています。

## 障害者・高齢者権利擁護センター

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者の権利擁護や財産管理等の相談を受付けています。また、本人との契約により金銭管理サービスや財産保全サービスを提供します。

## その他

高額療養費制度、傷病手当金、自立支援医療、障害者医療費助成など利用できる可能性のある制度もあります。

サービスの利用については、申請のタイミングや利用の可否など、各種福祉制度により異なりますので、詳細は各申請窓口、又は当院 医療相談室（外来棟1F 正面玄関横）にお問い合わせください。

## 高次脳機能障害の相談窓口

それぞれの市町村では、様々な専門機関があり、福祉制度やサービスの相談をすることができます。

患者会・家族会では、病気や障害を抱える人たちと家族が集まり、悩みや不安など感情の分かち合いや助け合いが行われたり、病気や治療、福祉制度や社会資源等についての情報交換や学習会などを行っています。

### 名古屋市の公的機関

#### ◆市町村保健所または保健センター

精神保健相談員や保健師による精神保健福祉に関する相談・支援を行っています。

#### ◆市町村障害福祉担当課

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療養手帳、介護保険などの福祉サービスに関する相談・手続きを行っています。

#### ◆障害者基幹相談支援センター

障害者の地域生活を支える相談・支援機関です。名古屋市では委託した団体が運営しており、各区にあります。障害者(児)とその家族の方の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に応じる身近な相談窓口です。

### 支援拠点機関(愛知県の高次脳機能障害普及事業支援拠点機関)

#### ◆なごや高次脳機能障害支援センター(名古屋市総合リハビリテーションセンター内)

電話(052)835-3814(直通)

住所〒467-8622 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2

#### ◆高次脳機能障害愛知県東部支援センター 笑い太鼓

電話(0532)34-6098

住所〒441-8013 豊橋市花田一番町72番地 東和西駅前マンション101号室

### 患者会・家族会

#### ◆NPO 法人 高次脳機能障害友の会 みずほ

電話(052)253-6422

住所〒460-0021 名古屋市中区平和2-3-10 仙田ビル

#### ◆NPO 法人 高次脳機能障害者支援 笑い太鼓

電話(0532)63-6644

住所〒440-0047 豊橋市東田仲の町57

#### ◆高次脳機能障害を考える「サークルフレンズ」

電話(0561)82-1498

住所〒489-0987 瀬戸市西山町1-60-20

#### ◆一般社団法人 みらい

電話(052)352-0677

住所〒454-0906 名古屋市中川区開平町1-35



## 高次脳機能障害に関する図書

高次脳機能障害について、より深く知りたい方にお勧めする著書です。

### 『よくある50シーン別 高次脳機能障害のある人に“伝わる説明”便利帖』

監修:山田 和雄、日比野 敬明、稲垣 亜紀、間瀬 光人

編集:稲葉 健太郎、長野 友里

著:名古屋市総合リハビリテーションセンター（中央法規）

### 『高次脳機能障害のリハビリがわかる本』

監修:橋本 圭司（講談社）

### 『みんなでわかる高次脳機能障害 生活を立て直す 脳のリハビリ 注意障害編』

著:中島 恵子（保育社）

### 『みんなでわかる高次脳機能障害 生活を立て直す 脳のリハビリ 記憶障害編』

著:中島 恵子（保育社）

### 『高次脳機能障害 支援の道しるべ(就労・社会活動編)』

監:名古屋市総合リハビリテーションセンター 深川 和利

編:名古屋市総合リハビリテーションセンター 稲葉 健太郎

編:名古屋市総合リハビリテーションセンター 長野 友里

（メディカル出版）



令和6年4月改訂

名古屋医療センター

診療部・リハビリテーション科・看護部・医療相談室 監修